席上配付資料

委員提出意見

今川　晃　　委員
楠　　茂樹　委員
山﨑　養世　顧問

２０１０年2月１７日
行政評価機能強化検討会

今川　メモ（今川　晃：　同志社大学）

乱暴な議論ですが、気になる点をご報告いたします。

【行政相談機能強化と「補完性の原理」の促進】

これまであまり語られなかった行政相談機能として、私は以前から指摘してきましたが、「地域力再生活動を支える行政相談活動」あるいは「住民自治へのエンパワーメントを促す行政相談活動」という機能があります。例えば、青色回転灯による防犯運動（三重県四日市市別山地区の活動からスタート）を支えたのは行政相談委員であり、行政相談委員の活動によって道路運送車両法の保安基準第５５号の規定による基準の緩和が実現し、全国的に青色回転灯防犯活動が普及しました。その他、住民相互の話し合いの場を設けて計画の調整を促したり、行政相談員は各地域で多様な役割を果たしています。「地域主権」の説明として「補完性の原理」がよく使用されますが、上記のように行政相談委員の現実の機能には「補完性の原理」を促進させる役割を果たしています。行政相談委員は、ボランティアであるところに「熱意で人間的判断をする」メリットがありますが、権限の付与ではなく、別の形で行政相談委員の活動支援が必要と思います。このような観点から、これまでの行政相談活動内容を整理する必要があると思いますが、次のような改善が考えられます。

住民の視点からの制度評価を促す役割を果たします。「まちづくり活動」は法制度等の多くの制度の障害に阻まれます。ところがこうした制度の検討・評価を行う日常的なルートがありません。行政相談委員はこのことを支援できる有効な「人材」です。したがって、行政相談委員の判断で、国の機関のみならず、地方自治体の機関にも報告（調査結果・改善のための意見）ができる仕組みが必要なことと判断しています。このことによって、行政相談委員は住民へのエンパワーメントと制度改正支援機能を果たすことになります。もちろん、報告書作成には、管区評価局や評価事務所の協力が求められます。

行政相談委員にこのような期待をすることは行政相談委員に負担をかけることになります。そこで、解決（制度改正など）が必要だが難しいと考えられる事例は、管区評価局の行政苦情救済推進会議や評価事務所の行政苦情救済推進会議に諮り、勧告が可能な形にならないかと思います。「地方自治の介入」と捉えることもできますが、先程述べましたように補完性の原理を促進するとも考えられます。両刃の剣のように思いますが、前向きに制度設計を考える必要があると思います。この勧告に対しては、地方自治体も国の行政機関も「意見（反論）」を積極的に行えば良く、この環境（公開）は国民が学習する良き機会となります。地方自治体との関係では、イギリスのローカル・コミッショナー制度が参考になると思います。

平成 22 年 2 月 17 日
上智大学准教授　楠茂樹

公共調達、公共事業にかかわる行政評価について３点コメントを述べさせていただきます。

１．一連の公共調達、公契約改革の評価について（テーマ選びについて）

　これまでの改革、具体的には一般競争入札の徹底、総合評価方式の拡充等について、その適正さ、経済性等の評価、検証を行う必要があるのではないか。また、PFI、市場化テストのようなこれまでの「民活」について、厳格な行政評価を行うべきでないか。総合評価や PFI は、これまで各発注機関が反強制的にさせられている面があることは否めず、実務にも長けていないことから、その効率性に疑問があるとの声も聞く。評価手法の在り方も含め、根本的に再検討するべきではないか。

２．機能強化の一つの出口について

　公共事業の事前評価で、需要見通しが甘いことが多いように思われる。事前の評価が（マンパワーの面で）難しい場合でも、事後にその見通しが外れたことが分かれば（総務省主導で）その原因究明を（機動調査チーム等で）徹底的に行うべきでないか。反省のプロセスが機能しなければ、今後の改善は期待できない。こういった PDCA サイクルに総務省が積極的に関与することが、機能強化といえるのではないか。

３．組織について（中長期的課題）

　民主党はそのマニフェストで「政府調達監視等委員会の設置」を謳っていた。これを総務省の行政評価機能に結び付けるのは一案ではないか。政府契約の新たな手法、（随意契約のような）例外的な手法をこの委員会の審議対象とし、然るべきアドバイスを行わせる機能を果たさせたり、ものによっては承認・不承認の権限を付与することも検討すべきではないか。

以上

2010 年 2 月 17 日

原口一博総務大臣殿
行政評価機能強化検討会御中

総務省顧問　山﨑　養世

意見書「行政評価機能の強化に賛同いたします」

総務省による政府各部門の行政評価は、原口大臣リーダーシップの下、活用が図られてきました。今後の幅広い政府部門の改革のためには、今後、拡大強化すべきものと思料いたします。

例えば公的年金については、年金積立金管理運用独立法人（GPIF）は、「経済情勢の変動に応じてポートフォリオを見直す」と定められていますが、毎年のポートフォリオ見直しをこれまで行ったことがなく、その事業目的を達成したとは言えません。GPIF は長期安定のために見直しが不要という説明に終始し、リーマンショックの前後でもその見直しを行っておりません。GPIF に求められる業務は、経済的な観点に立った資産配分の大枠の見直しであり、個別の証券の売買（トレーディング）などは委託先金融機関の業務です。79 人もの人員を抱えていますが、現在の業務の状態であれば、10－15 人で執行可能かと存じます。

また、理事長に権限が集中しており、ガバナンスの不在が指摘されます。さらに、今年度限りで辞任される理事長が次の理事長の方針を縛るという珍妙なルールも存在しています。

かつて 150 兆円あった積立金は 124 兆円にまで減少しています。この間、過去 10 年間で株価が 5.6 倍になった新興国にはまったく投資せず、また、国内の成長分野（ＶＣなど）への投資もしておりません。

こうした問題が原口大臣のリーダーシップで始めて明らかになりましたが、これまでこうした問題の存在すら国民は知らされてきませんでした。

今後、年金に限らず、このような問題を貴検討会において検討されますよう意見を申し述べさせていただきます。

1. GPIF の組織上の問題点：

① 年金積立金の減少

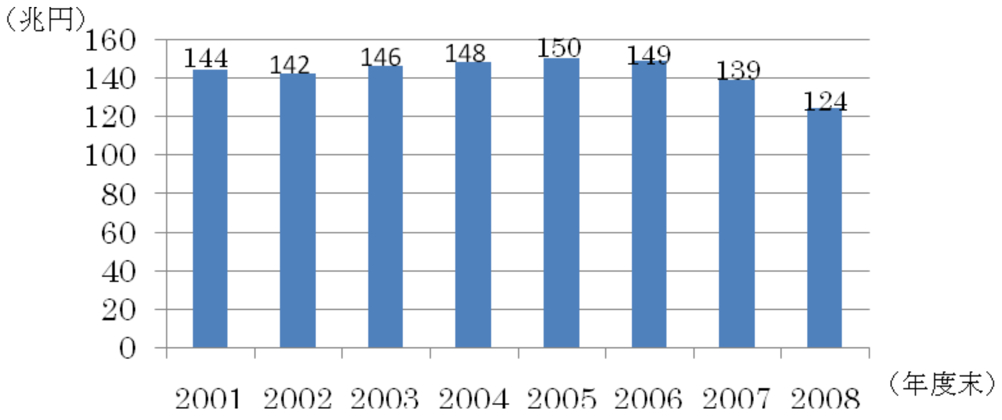

② 運用責任の放棄：

(ア) GPIF は個別の資産の中での運用（例えば、日本株の中でどの銘柄を買うのか）は金融機関に委託しているのだから、運用の役割は、大枠である各資産への配分（基本ポートフォリオ）を経済や市場の情勢に合わせて、1 年に 1 度は見直すことが規定されているにもかかわらず、独法設立以来一度も見直されていない

(イ) 結局、リーマンショックのような経済の大変動や、中国やインドなどの経済発展※などの構造変化があっても、基本ポートフォリオを設立以来変更せず、重要な運用の判断を放棄する結果をもたらした。その結果、巨額の運用損失を出す一方、成長分野への投資を怠って、国民がうべかりし利益を得ることに失敗した。

※ 過去 10 年間に中国インドなどの新興国の株式インデックスは 5.6 倍

③ 不適当な組織体制と人材

- 理事会が存在せず、すべての権限が理事長（日銀企画局長を歴任し、最後は監事）に集中（運用委員会に権限なし）
- 理事長自身に資産運用の経験・実績なし
  ⇒ 辞めていく現理事長が次期理事長の方針を縛るという珍妙なルールの存在
- その他の役職員（合計 79 名）にも運用の専門家はいない。
  ⇒ 運用の判断をしないのであればこれだけの人数は不要のはず

2. 運用の問題点

① 年金財政は、長期で年 4%の運用を目指すと言っているが、現在のように運用資産の大半を年利 1%程度の国債に入れているのでは、達成は困難。

② インフレリスクに対する有効な手段が講じられていない。

③ 長期的な視点に立ち、成長分野（a.新興国、b.国内の成長）への運用資産の配分がなされていない。

【運用資産の資産構成状況】

平成20年度末（平成21年3月末）

	運用資産額（億円）	運用資産の構成割合	（参考）年金積立金全体の構成割合
国内債券	869,775	73.94%	70.34%
市場運用	618,887	52.61%	50.04%
財投債（簿価）	250,888	21.33%	20.30%
（参考：時価）	(256,410)	－	－
国内株式	113,986	9.69%	9.22%
外国債券	100,135	8.51%	8.10%
外国株式	90,781	7.72%	7.34%
短期資産	1,608	0.14%	5.00%
合　計	1,176,286	100.00%	100.00%

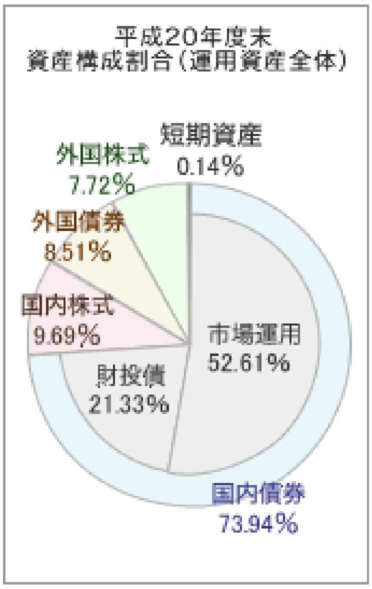

（年金積立金管理運用独立行政法人 HP より）

外国債券、外国株式はそのほとんどすべてを先進国の債券および株式が占める

日本株式はすべて大企業中心の上場株式のみ。日本の未上場企業や技術への投資（ベンチャーキャピタル）は皆無。

3. 日・米・新興国の株価の推移（1999 年～2009 年）

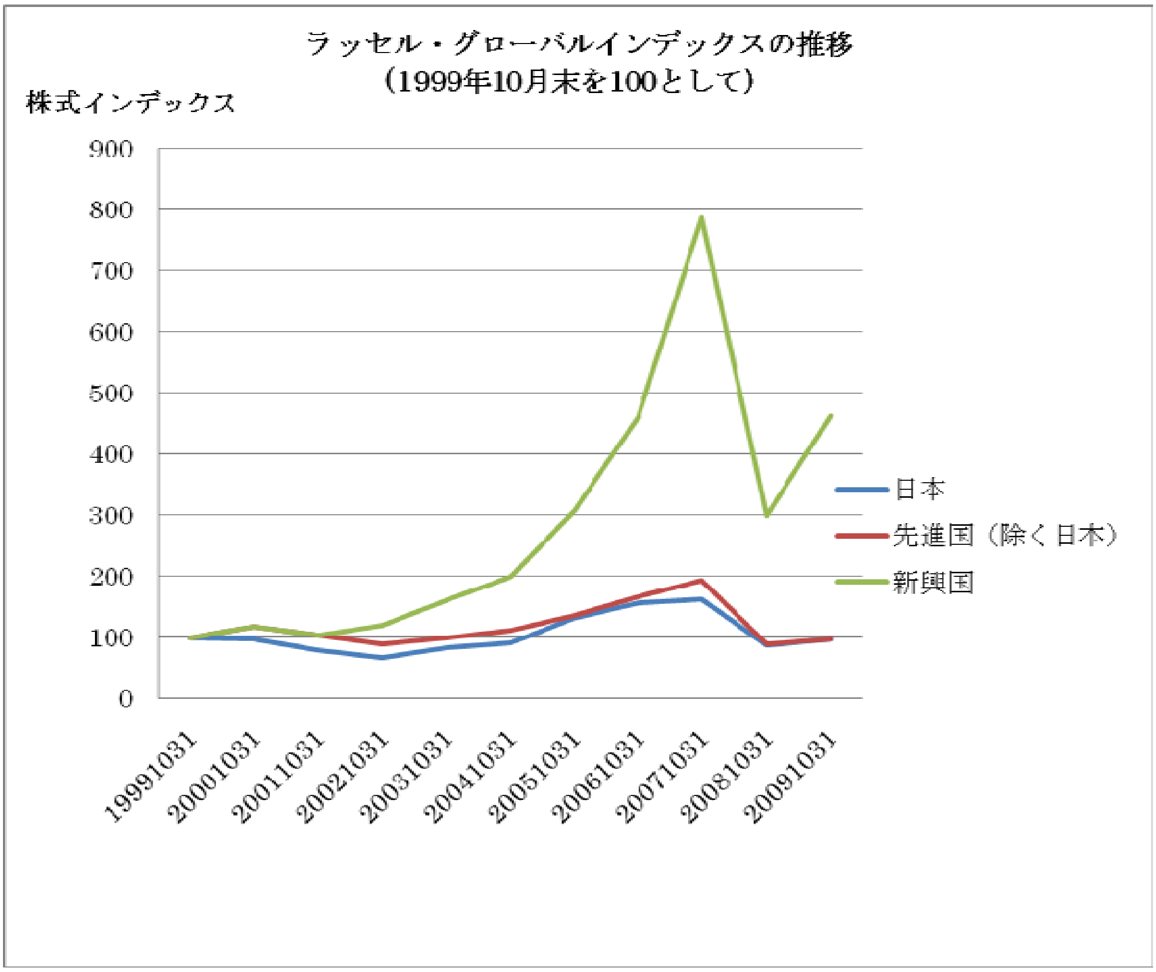

ラッセル・グローバル株インデックス：
世界の投資可能な株式市場全体とその各セグメントを包括的に代表するインデックスで、70 カ国の 10,000 以上の銘柄で構成されている。

◎ラッセル・グローバル株インデックス組み入れ銘柄の時価総額（2009 年 10 月末現在）

<table>
<tr><th></th><th>先進国（除く日本）</th><th>新興国</th><th>日本総合</th></tr>
<tr><td>大型</td><td>1,771 兆円</td><td>277 兆円</td><td rowspan="2">207 兆円</td></tr>
<tr><td>小型</td><td>158 兆円</td><td>58 兆円</td></tr>
</table>

すでに新興国マーケット規模は日本マーケット規模を超えている。

日・米株価の推移（**1980** 年～直近）

以上